

第三十一回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十五号

昭和三十四年三月六日(金曜日) 午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事平井 義一君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義照君 額綱 彌三君

始関 伊平君 田中 龍夫君

富田 健治君 橋本 正之君

船田 中君 保科善四郎君

西ヶ久保重光君 石山 權作君

中原 健次君 西村 力弥君

八木 昇君

出席政府委員

法制局 次長 高辻 正巳君

総理府総務長官 松野 頼三君

総理府総務副長官 佐藤 朝生君

総理府事務官 (特別地域連絡局長) 石井 通則君

宮内庁次長 瓜生 順良君

経済企画政務次官 河本 敏夫君

大蔵政務次官 佐野 廣君

大蔵事務官 (大臣官房長) 石野 信一君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 大月 高君

専門員 安倍 三郎君

三月六日

委員柏正明君辞任につき、その補欠

委員西村力弥君が議長指名で委員に選任された。

同日

委員西村力弥君辞任につき、その補欠として柏正明君が議長の指名で委員に選任された。

本日国会に付した案件

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七号)

日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号)

○内海委員長 これより会議を開きます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八條の規定による議決案、総理府設置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題として審査を進めます。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対し、平井義一君より修正案が提出されております。この際本修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。平井義一君。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の次のように修正する

第十四条第一項の表の改正規定中九州地方開発審議会の項を削る。

○平井委員 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提出したいと思ひます。

案文の内容はお手元にお配りしておりますが、朗読いたしますと、

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する

第十四条第一項の表の改正規定中九州地方開発審議会の項を削る。

その理由は、国土総合開発特別委員会において、小澤佐重喜君外六十二名提出にかかる九州地方開発促進法がすでに議決されておりました。本案中の關係事項である九州地方開発審議會を削除することが適當であると認められたからであります。

○内海委員長 原案及び修正案について御質疑はありますか。御質疑がなければ、これにて原案及び修正案

についての質疑は終了いたしました。これより経済企画庁設置法の一部を改正する法律案及び修正案を一括して討論に入ります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず平井義一君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって平井委員提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって修正部分を除いては原案の通り決しました。

これにて経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

引き続き各案につきまして質疑を許します。八木昇君。

○八木(昇)委員 あとで同僚委員からも質問がございますので、総理府設置法の一部を改正する法律案のうちで、主として皇居造営審議會に関する部分について若干御質問をいたしたいと思ひます。

私三、四日前にこちらの委員会の方から、皇居内を若干視察をさせていただいたわけでありまして。そこでいろいろと感ずることもございました。しか

しその際二、三伺いをいたしました点から私の感じとして受け取りました点は、今回の皇居造営審議會を設けられるについて大体の政府御当局の大筋の概念というか、そういうものがあるが確立されていないのではないかと感じました。たといはここに審議會を設けて、委員を二十五人選出されて皇居造営についての審議をしてくれというふうな野放しに問題を投げ出してみたところで、たとえば政府は一体幾ばくの予算を出し得るのであるかという問題一つとらえましても、それは莫大な金をかければ理想的なりつばなものができるのであります。また、また予算の規模について非常に小規模な限

界内であるとすれば、またそれに相応するようない一つの構想というものが出てくるのであります。要するにここで審議會を設置しようというからには、大体それを提案した政府当局の一つの大幅な、根本的な構想といひますか、そういうものの概略がほは示されないと、私どもとしては非常に審議しにくいわけですね。もちろん選出せられた委員の人たちだつてやはり困るだらうと思ひます。そこで大体の根本的な大筋の考え方について長官あるいは宮内庁、両者からまず大要御説明を願ひたい、こう思ひます。

○松野政府委員 皇居造営審議會で今回いかなる皇居を造営するかという問題は、おそらく非常に大きな新しい問題でありますと同時に、構想といひて

も、その構想が八木委員御承知のこと
く、実はなかなかむずかしい問題であ
ります。私個人としてどうだというな
らば、私も一応提案者としてある程度
の構想は持っておりますが、どの程度
で、予算は幾らだと言われると、なか
なかこれは申し上げにくいほど多くの
問題が残っております。概略的に申し
まして、諸外国の例をとり、また日本
の今日の立場を考えて、それに相応す
るものを作るべきだということは常識
的にわかりだと思えます。そのため
に過去二年間諸外国のいわゆる皇居に
匹敵するような宮殿の実情を調査に
参ったわけであります。同時に日本の
過去におきます皇居というものの伝統
も、当然日本国民として考えなければ
なりません。従って外国の模倣をす
るといふことにならずして、しかも日
本の伝統を生かした一つの構想を考え
て参りますと、相当大きなものにな
ると私は考えております。軽薄なもの
をたいたらずに、諸外国の例がござ
らという、その例ばかりにたよるわ
けにも参りませんし、といてあまり
時代的なものを作るわけにも参りませ
ん。そういう考えで単純に幾らで、ど
の程度の予算かという事は、これは
計算をしなければわかりませんが、私
は相当りつぱなものに相当大きなもの
になるという考えを持って参ります
が、それでは大きいといつて何千万と
いうことにするのか、これも膨大な予
算と国民の感情も一応考えなければな
りませんので、皇居として、おそらく
今日の日本の財政事情を考えて賢素な
ものにとり御意見も出て参ります
が、それと私のいう国民感情もあわせ
てりつぱなものを作りたい、こういう

考えておりますが、さて予算の単純と
なると、品物にもよりますし、使い方
にもよりますし、数字は申し上げられ
ない。しかし私はこの際りつぱなもの
を作りたいたいと考えて、その意味で
審議会の方に案を出し、審議会の方に
委嘱したい。と申しましたも、千億
も二十年もかかるようでは、これは間
に合わない。さしあたり五年くらい
間に造営可能であり、予算、財政す
べてにおいて可能だという常識的な考
えて私は考えて参ります。五年程度で
完成をみたい。予算も五年間の間に
財政の消化ができる限度にしたい。そ
うしてその中に内容を盛って充たさせ
たいという構想を私は持っております
す。その単価と数字というものは、こ
れは今日の場合申し上げるまでには
も至っておりません。なお申し添
えることがありますれば、宮内庁から
御答弁をお願いいたします。

○瓜生政府委員 皇居造営審議会がで
きますれば、その審議会は宮内庁の事
務当局です。いろいろ調べました素案
を出しまして、それについていろいろ
御批判も聞くというふうなこともや
らうと思っております。その素案は今
作っている最中でありまして、審議会
が発足するまでには何とかまとめた
と思っております。従ってその場合に
大きさはこれくらい、こういう部屋が
こういうになる、あるいはその建築様
式もこういうものがいいのではない
か、あるいはこの費用は、材料にはこ
ういうものを使うとこれくらいになる
ということ、大体のめども一応のお
話をする事ができるようにならうか
と思っております。

○八木(昇)委員 大体大筋のお考えは
一応明らかになりました。戦時中被災を受けま
す。しかし皇居は戦時中被災を受けま
して灰じんが降り、その後十数年間一
部の管轄を施しただけで今日に至って
いる。そこでこの際皇居を造営しよう
ということに今や政府としてお考えを
持つに至られたという以上は、やはり
先ほど申されたように、相当りつぱ
な、あるいは本格的な、相当大きな建
築ということを構想せられることは、
一応その経過にかんがみてもつとも
思うのですけれども、しかしそうだ
としますれば、わずか一カ年間の期限
を区切って、そうしてこの審議会の予
算としても九十七万円ですか、その意
味からはまことに少い予算だと思
うのですが、こういうことで本格的な審議
会というものができ得るかということに
ついては相当疑いを持つわけであり
ます。

そこでこの際一番問題になるのは、今
総務長官からおっしゃられたように、
国は一体この際どの程度の国家支出が
できるかという財政問題がございま
す。それからもう一つは、今回の皇太
子御成婚を機として相当広範に民意が
盛り上ってきておいて、その民意の中
の一つに、この際一つ皇室も民主日本
の象徴として相当積極的に民主化の方
に向ってほしい。それがためには
皇居も国民一般とものと親しみ深い、
接近した位置に、しかも建築様式やそ
の他についても、そういう国民の希
望に沿うような形でしてほしい、
それからまた実際に東京都の交通問題
やその他の面からしても、あの広大な
旧江戸城というものをあの形のままに
しておくことで、この際開放したらど
うか、やはりこういう相当強い民意も
盛り上ってきている、こういう状態に
なっているのではありませんか、この辺
のからみ合いにおいて一体どうい
う考えをお持ちになって、これを進めて
いこうとされるのであるか、その点を
一つ明らかにしておきたい。

○松野政府委員 皇居造営と申しま
すと、皇居というものがいかなる用途に
多く使われるか、もちろん皇室の御住
居というよりも、ある場合にはいわゆ
る儀礼的な儀式が行われるためにどの
程度の坪数が必要か、そういうことを
考えますとおのずからある程度の坪数
が出て参ります。従って一万坪という
数字が一応標準として出てくると私は
存じます。これは何千人かの客を呼ぶ
ためには、この程度の坪数が必要では
ないか。そういう儀礼的なものと逆に
用途の方からいいますならば、一応一
万坪という程度のものが念頭に浮ぶの
は常識だと私は考えて参ります。これ
を標準に、この一万坪はここがもう少し
削れるのじやないか、ここはもう少し
広いじやないか、あるいは建築様式
によつては建築坪数がより以上効果的
に節約できるのじやないかという、い
ろいろな議論が今後出てくると存じま
すが、今日外国の使臣あるいは何千人
という儀礼的な国民の祝賀会、ある
いは祝賀をされるためには、相当の坪数
が要することは常識的に出てくると思
います。ですからそういうことが一つの
設計の基準になることは、これは常識
的に確実だと存じます。それに応じて
予算というものがおのずから出てく
る。あるいは建築様式とか、あるいは
は使用いたします材料によつてきま
す。もちろん国産のものを主として使
うといはしても、相当な年月が要
るのではなからうか。諸外国あるいは
国民に一つの権威を持つためには、す
べての調度品というものは国産にする
にしても、いずれにしても相当な時間
がかかるのではなからうか。それで私
は建築の期限は、五年程度で何とか完
成したいという基準を申し上げたわけ
であります。坪数はおのずから一万坪
というものが基準になって、それに応
じた前後が出てくるだろうと私は想像
いたします。

の位置を第一次案ときめてまず審議を進めることが妥当だ、交通の話とか、あるいは国民一般にどう開放するかということはおのずから第二次的に出てくるものだ、こう考えてこの審議会法案を提案いたしております。

○八木(昇)委員 ここでやる以上はどうせ相本格的な建築になるだろうと思うのです。そうすれば、こういう皇居というものは、一たびでき上りますと、だんだん年数がたつにつれてどうしても伝統を重んずることになりますから、やはり五十年、百年あるいは二百年これを使用することが望ましいということになっていく。そうすると東京部の交通というのは、これから十年先を考えてさへ大へんなことではな

いかと思うのだけれども、それへ持ってきて相当本格的な建物ができるとなると、それを十年先にまた取りつづすとかあるいは変更するとかいうことは、非常に困難だろうと思う。われわれは何も単に交通面だけを強調するつもりはありませんけれど

も……。

そこで私考えますのに、六日ばかり前に皇居に参りましたも、天皇のお住居は西のはるかかなたの方にある。それから現在の仮宮殿は、今度はまたずつと手前の方にある。何がしかの建物があつちこち飛び飛びにわずかずつ散在しておる、こういう実は格好な

んですね。こういう状態は実際皇居そのものとしても非常に不合理なような印象を受けます。それはそれといたしまして、今度の場合、一年の期間を区切つて、そしてさつさと何らかの結論を得ようという以上は、どうも従来ありました皇居の位置、すなわち戦災で

焼けたその位置にさしあたつてまあまあ何とか格好のつく程度のものを作る、こういう、言葉は必ずしも適切でありませんが便宜主義的な、当面のというふうな考え方で、この審議会の提案をなされておるような印象を受ける。これは特に宮内庁御自体としてはどうい

うお考えをお持ちであるか、お伺いしておきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 この皇居造営審議会の期間を一年間というふうに一応考えましたのは、一応の素案を示しまして、それに対するいろいろ広範な御意見を聞くのにまず一年間あればいいのじゃないかという考え方であつたので

す。これはしかしいろいろ御審議の過程において、それではどうも不十分だということであれば、さらに延長をすることもできるのではないかと。最初の事務案には年限は書いてなかつたのでありますが、いろいろな審議を作つて無制限にしておくと、用事があるかないかわからないようになって、そのまま依然として残つておる審議会もあるのだから、一応のめどをつけて期限をきめるようにという関係機関の方

面からの御注意がございまして、それは一年というふうにしたので、絶対一年以上延ばせないと趣旨ではございませぬ。

○八木(昇)委員 それではもう一点確かめておきたいのですが、先ほどの総務長官の御答弁に関連をいたしますが、今後審議会において、たとえば現在の宮城は開放すべきであるとか、あるいは全部開放ができておるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

るいは全部開放すべきであるとか、あ

ような場合もあり得ると思うのです。そういう論議も全部ひっくるめての皇居造営審議会であるかという点を、総務長官にちよつと確かめておきたいと思ひます。

○松野政府委員 その問題と造営の審議会とは関係ございません。ただ場所の問題をお聞きになって、そのときに交通の問題を一つの例としておとりになつたから、それは私はいさういさう議論は別にして、第一次案としては現在の位置を考へることが妥当でございます、こう申し上げたわけ、この造営審議会がすべての皇居問題を取り扱ふことはございませぬ。これはあくまで皇居造営だけをこの審議会に諮るつもりでございます。

○八木(昇)委員 皇居といえば、今の宮城の広い中の一角の従来皇居があつた位置、こゝへ皇居を造営するといふような問題にからんで、やはりどういふ宮城全体の問題というものが必然的にからみ合つてくる、当然そういうことになると思ふのがどうかと聞いておるのです。

○松野政府委員 私の答弁が多少言葉が足りませんでした。もちろん建物の付属として庭園とか門とか、あるいは施設一般を含めて造営の計画に入れます。もちろん庭園も入れれば門も入ります。あるいはいわゆる建物そのものにあらずして周辺も含めて、この造営といふものは審議会に諮られるものでございませぬ。

○八木(昇)委員 そこでこれはどうしても相当政治的な判断というものもからみ合つてくるし、それから国の予算という問題にも関連してくる、こういう

ふうに思ひますので、この委員の選び方というものは非常にむづかしいと思う。そこで一体どういふ委員の構成にされるおつもりでございませうか。

○松野政府委員 もちろん皇居というのは位置から申ししても、また地位から申ししても、日本の最高のものであります。国民すべての意向をここに含めたいというのが当然この問題の大きな根本でありますから、国民の代表的地位にあられる方及び技術的、学術的に経験のある方を選びたいという意味で、私の今日の構想では国民の代表者という意味で、国会ももちろんこれに参画していただきたい、こう考へております。

○八木(昇)委員 いわゆる学識経験者というふうな格好でなくて、いわゆる国民各界代表、こういう形にしたいという意味ですか。

○松野政府委員 各界代表と言われても、なかなかその各界が選びにくいものですから、いわゆる国民総体的な意味において国民の代表という意味で、国会というものがその機関でありますから、そういう意味の各界——これは何だかんだと国民の層を作らずに、各界というといろいろ誤解を招きますが、いわゆる国民総体の代表という意味で申し上げたわけで、もちろん政府の代表も入らなければなりませんし、各界というよりも国民すべての代表という意味で御理解いただいた方が妥当ではないかと思ひます。

○八木(昇)委員 私も大体その意見には賛成なのでございますが、従来学識経験者とかなんとかいふような名目で政府がお選びになる委員というのは、どうしても何か一定の幅がありまし

て、必ずしも国民総意を反映してないといううらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

て、必ずしも国民総意を反映してないといううらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

○松野政府委員 国会議員の中で、どういふうらみがある、私はこう思う。そういう意味で、やはり国民各層の代表というものを選んでもらいたいし、国会議員というのはどういう形でこの二十五名の中にどういふ人数、どういふ形で選ぶという構想でございませう。

造管費の寄附あるいは国民による勤勞奉仕、こういういろいろな問題なども考えられるのですが、それらについての考え方を明らかにしてもらいたい。

○松野政府委員 これはあくまで寄付とかそういう行為は一切いたさず、全部国のものでやりたい。またそれはやはり大蔵省の管理財産になりますので、皇室個人のものという意味ではございません。国としての行いでありますから、国に対する寄付の制限が有る以上、こういう問題に対しては寄付制限を厳格にしたいと存じます。ただある地方において自分のところの特産の石をせび使ってくれ、自分のところの苗木を使ってくれ、あるいは自分のところのかわらを一つでもいから使ってくれ、そういう国民的な非常に熱意のある希望は、あるいは多少出てくるかもしれませんが、いわゆる金銭的なものは一切行いがたいし、あるいは今日の国の地位から申ししても、皇室の今日の地位から申ししても、そういう特殊な感情、特別な意味における寄付はあべきでないし、またお断りするのが妥当だと考えております。ただ私の申しましたように国民の非常な熱意で、自分のところの芝を使っていたらどうか、一本の苗木を献上したい、こういう非常に純真なものについては、これは絶対いけないのだというとはどうかという、その辺のことはまだ厳正にきめておりませんが、いわゆる価格のある物的寄付というのは、一切この問題には介入すべきでない、こう考えております。

○八木(昇)委員 そこで問題が少しく振り出しに戻るようなことで恐縮ですが、二、三正確かめておきたいと思ひます。現憲法下における天皇制ということについては、総務長官並びに宮内庁としてのお考えをただしておきたいと思ひます。われわれが国民の立場から見ておきますと、皇室に対する扱いは、ここ数年來、昔とまではいきませんけれども、漸次昔型の感じがするやうな気が何となしにします。また三、四年前ですか、三笠宮殿下がお書きになった本なんかを見ましても、最近そういう意味で逆コース的になってきておる。自分たちとしては、これはきわめて迷惑なことであると明確にお書きになっている。そこで度々今御成婚もあるわけなんですけれども、せっかく民間から皇太子妃殿下になられ、将来皇后陛下になられるわけですから、せつかくそうなりまして、その方も皇居の奥深く入って国民の目から隠れてしまふ、こういうようなことについては相当批判があるのではないかと思ひます。そこでそういうことについて、宮内庁の頭は依然として古い、こういう表現で新聞その他にときどき書かれておることは御承知の通りであります。その辺の信念を伺いたい。

○松野政府委員 皇室のことでありまして、宮内庁から答弁していただきます。ただ私の感じとしては、いろいろな意見が出来ますけれども、自由な意見が出ることは自身どちらかといえば国民の中に皇室が入ってこられた、昔は意見も出なかつたときは皇室はほんとうに奥深かつた。八木委員のおっしゃるやうにいろいろの意見が出ることに自ら身、国民の中に皇室が溶け込んでこられたという感じの上に、なおそれ以上こうあるべきだ、こうあるべきだという議論が出来ますが、昔のように議論の出なかつた時代から見れば、皇室というものが国民の中に溶け込んでおられると考へます。あとは宮内庁から答弁をいたします。

○瓜生政府委員 いわゆる逆コースになつておるのではないかと、あるいは頭がかた過ぎておるやうなことはないかということですが、われわれ皇室のお世話をしている者としては、常に時代の流れを見ながら、皇室が国民の総意に基いておられるか、国民の総意が那辺にあるかというやうなことを真剣に検討しなされておるつもりでございます。それでこの古いいろいろの伝統をそのものをそのまま維持されるということが、かつて国民の総意に合わない場合においては、また新しい時代に合せようにはいたす。しかし伝統を軽視しては皇室の皇室たるゆえんが失われるおそれもございますので、やはり伝統についても国民の総意、こういう点昔のやうであつた方がよいという点は、その部分そのまゝ時代に即応するように翻訳して参りますけれども、尊重しながらやっておるわけでありまして、それによつて一般の国民の方から皇室が敬愛をされて、それが国民統合の象徴として日本民族の精神的な団結のお役を果して参られるらうと考へ、すでにそういう点を研究しながらやっております。もりであります。

○八木(昇)委員 現憲法下における天皇制の解釈について、学者の見解をいろいろ読んで検討してみますと、結論的には大体次のように一致しておると思ひます。というのは、今の憲法が作られたについては、純粋な民主主義の徹底というものがその根底になつておる。その原理というものは、ほんとうを言えば国民主権という原理、それから基本的人権の原理、こういうので貫かれておる以上は、これを純粋に原理的に考へていけば、天皇制とはどうしても相入れないものであるというものが、やはり現憲法の根底の原理である、こう思ふのです。しかし占領軍当局や、その当時のいろいろな政府高官の人たちの政治的な配慮から、過去の戦前の憲法においてあつた天皇制というものの間に、ある種の妥協というものを試みて、そして国家と国民の象徴という形において天皇というものを一応残した、こういうことに大体学者の見解は一致しておる。そうだとするならば、現憲法下の天皇というものは非常にデリケートな立場になつておる。昔は天皇というものは絶対でございましたけれども、現在の憲法では、御承知の通り国民の総意に基くものであります。でありますから、国民の総意というものが天皇の存在を認めないという氣持になつてきた場合には、憲法九十六条のいわゆる改正の手續によつて憲法を改正すれば、国民の総意に基いて天皇制をなくし得るといふのが現在の憲法である。そうだとするならば、やはりこれは扱ひ方についてよほど注意を要する。皇居の造営の問題にいたしましても、ただ皇居の建物そのものという観点だけで問題を判断してはいけない。諸外国あたりを――私は一度しか行っておりませんが、ヨーロッパあたりを六、七カ国見ましても、昔の十八世紀ごろまでの戦争のために必要であつたお城の宮殿、こういう形のものとははんとおちがはず。でも王室というものが残つておる国が非常に少いのですけれども、残つておる国においてはいわゆる宮殿という形になつてきて、一般国民と非常に接觸がしやすい形になつておる。自分の宮殿のペラペラに出れば、すぐその前に民衆がずつと来られるやうな形になつておる。こういうことによつて、いわゆる民主的な王室制というものをやはり続けて、国家と国民の統一の象徴としてこれを役立て、国全体が繁栄をしていっている、こういう形をとつておると思ひます。そういう点からいいますと、今度の皇居の造営問題についても、そういうところまで十分考へて処置をせられなければならぬ、こう思ひますが、総務長官、お考えをちょっと述べていただきたいと思ひます。

○松野政府委員 もちろん憲法論議はいろいろな御議論がございます。もちろん憲法で天皇の地位が保障されております以上、憲法が最も基本であることには間違いございません。憲法改正という声も出ておりますが、あえて皇室の条文にあらざる他の部門におきましても、憲法の改正あるいは擁護ということとは、まだまだ国民の中で熟しておらない面もたくさんございますし、ことに皇室の問題を議論されたことは、今のところはまだございませんので、かりに憲法改正論者がおられますけれども、おそれなく皇室の問題に触れた改正論者は国民の中にはほとんどなからう、こう考へておりますので、今後かりに憲法の一部改正があるとなかろうと、皇室というものは国民の感情す

べての中に浸透しているものだとは私に
信じております。これ以外に議論です
からあえて申しませんが、私はそうい
う考えて今日憲法の問題における皇室
を取り扱っておるわけでありませぬ。

なお、ただいまの位置の問題です
れども、もちろん国民のすべてのこと
を抜きにして皇室問題を議論するわけ
には参りませぬ。同時にいただいたす
らに皇室問題だけを議論して皇居の位置
を考えるわけにも参りませぬ。両々相
待って考えて参りますと、私は第一案
としては、今日のただいまの場所がよ
からう、こう考えただけで、これだけ
は絶対いけないのだ、そういうふうな
強い盲信的な意味で申し上げているの
ではありませぬが、さてとなると、な
かなかこれは容易な場所にはできな
い。やはり国民のすべてが、御趣旨の
ように、身近に皇室に行かれる場所と
いうことになる、やはり都心という
ことを考えないと、これがずつと離れ
たところでは、かえって国民から非常
に遊離された皇室を作ってしまう。や
はり身近に皇居に行ける場所という
と、そう都心から離れたところを考
えるわけには参りませぬので、国民感情
からいってなるべく身近に皇室を置く
というならば、なるべく身近な場所、
しかも相当な面積と相当な建物の必要
がある場合、やはり東京近郊で探そう
と思ひましてもなかなかよい案が私
には出て参りませぬし、今日の場所
がまず最善だというのが私の議論の結
論であります。もちろん今度作ります
宮殿にしまして、今さらお城を作る
という議論は——これは審議会を開か
なければわかりませんが、おそらく造
営審議会におきましても、今さら江戸

城を作ろうという議論は出るまい。そ
のために諸外国の例をずつと今まで二
年間調査いたしておきますから、諸外
国の例として、諸外国のお城ばかり見
てきた学者もおりますまいし、おのず
から諸外国の宮殿を見、あるいは諸外
国のそういうものを見て今日参考にい
たします以上は、そう時代的なものは
できまい、こう考えまして、今さら江
戸城を再建しようというふうな案は
そらく出て参りませぬ。今日の近代
的な国民感情に合ひ、諸外国の例にな
らうと、よりよいものが原案として出
てくると私は考えておりますので、ま
ずそういうものは出て参りませぬ。
民主化した宮殿という案が出てくるだ
らう、こう信じております。この審議
会の答申で、逆に江戸城再建のよう
な案が出たら別ですが、そういう案は
参りませぬ、こういう考えで私は
今日この問題を取り扱っております。

○八木(昇)委員 江戸城再建なんとい
うことはだれも言ひはしないし、そん
なことは問題にならないのです。そ
で最後に要望いたしまして質疑を終り
たいと思ひますが、私の申したいこと
は、少くとも現在の憲法の精神とい
うのは、先ほど申し上げたような点に
あるのであつて、現在の国民が天皇制
はもう無用だと思つておるなどとい
う論を言つておるわけではないのです。
現在の憲法の精神といふものに忠実に
なつて、そうしてそういう形での天皇
制といふものを今後もずつと発展させ
ていくという観点に立つて、十分に意
を配つてもらひたい。それは私が今さ
ら言うまでもないのですが、戦前の憲
法は天皇に主権があつた。しかも天皇
の地位といふものは皇統連続たる万世

一系の皇室といふところにその資格が
あつた。従つて神勅にまでさかのぼ
つた。従つて天皇のあり方については、
これが勢ひ神格化されておる、こうい
うふうな形になつておつたのですが、
今の憲法といふものは全くその逆で、
第一は国民主権である。それから第二
は、天皇の資格といふものは国民が
めめるのだ、国民の総意によつてこれ
存続させもきめられ得るのだ。従つて
三番目といふものは、民主的な人間天
皇として国民大衆の中に入つてくる、
こういうことになつておる。そういう
観点といふものを十分腹の中に入れ
て、皇居造営の問題についても慎重に
対処してもらひたい、この点を要望い
たしまして一応質問を終ります。

○内海委員長 苗ヶ久保重光君。
○苗ヶ久保委員 八木君の質問で私の
お尋ねしようとした点にだぶ触れら
れたようでありませぬが、二、三お聞き
したいのは、日本の民主化と申しま
すか、そういうものがやや進んでおりま
す過程において、最近いろいろな方面
から逆コースの点が出ておることを感
ずるのであります。そういつた意味
で、いわゆる皇居造営ということが持
ち上つた機会に、やはり天皇一家の立
場から考へることも必要でありませぬ
うけれども、天皇一家と国民の關係か
ら、国民の生活並びに国民の感情と
いった点からも、この際やはり考へて
おく必要があるのではないかと思ひま
す。私も先般ちよつと皇居の中を拜見
したのであります、非常に由緒ある
江戸城のなごりもある反面、非常に荒
廢している面もあるようであります。
私はあの皇居内があつたやうな状態
といふと思ひませぬし、また反面三十數

万坪という膨大な土地が東京都のま
中に存在している。しかもほとんど国
民の大部分の者が近寄ることもでき
ない存在だといふようなことを考へま
すと、この辺で国としても思い切つた考
え方をしなければいかぬのじやない
か。これは私は先般の予算委員会の分
科会でも申し上げたのであります、
今八木君が国民の中の天皇に対する考
え方が變つておるのじやないかとい
うことを言つておられますが、これは現
実に變つております。その点は、おそ
らく松野さんにも子供さんがあると思
ひますが、今の大学生以下の子供たち
天皇に対する考へ方は非常に變つてお
ります。私は革新政党内に属しておる
から、私の周囲におる子供たちがそう
あると言つてはなくて、どんな学生
にどういふ立場から聞きましても、も
う私どもの青少年時代に考へた天皇と
いう觀念はございませぬ。従つておそ
らくここ二十年か二十年しなると、日
本の国民の中には、今総務長官ないし
務長官を中心とした政府の当局者の考
えておること、並びに宮内庁の指導者
の諸君の考へになつておることと
は、非常に違つたものが生まれてくる
と思つた。そういうことを考へまし
て、私はそういう皇居造営といふ一つ
の転機を機会に、いわゆる思い切つた
今の皇居の内部に対する考へ方を持
たらしいのじやないかといふことを考
へる。それは国民のために、また天
皇一家のために非常に大事じやない
かと思つた。そこでお伺ひしていると、
皇居造営の審議会は、あの皇居内に作
るといふことを前提にして、ただその
構造なり規模なりは内部のいろいろ
いるな模様等についての御審議をな

さつておるということでありませぬが、
私はむしろもう一歩出て、皇居の位置
を——御説明を聞くと位置といふこと
もありませんが、位置といふのは、総務
長官の御答弁では今の皇居内におい
ての位置といふことであつて、皇居とい
うことは一応既成概念になつておる。
私もあの皇居から宮殿を外に出すとい
うことはあえて固執しません。宮殿と
いふものがいわゆる天皇が国事を行う
公的存在であるといふことであつた
らば、これは場所も必要です。ただし
し天皇の住居といふことになると、ま
た別な観点が出て参るのであります
が、今のところは、国事を行う公的
な場所と、それからお住居とおそろ
く同じ場所にあるといふ考へ方がある
と思つた。そうでありませぬならば、あ
えて私は今の皇居内からどこか遠方に移
すといふことには拘泥しませぬけれど
も、あの三十數万坪にわたる膨大な、
都心に存在する現在の皇居といふもの
に対して、国民のだれもが自由に入れ
ると申しますか、あるいは通過する
といふか、とにかく今はあの堀を境に特
別な參觀者ないしは勤勞奉仕者とい
つた人、さらに宮内庁に關係のある人
しか出入りできない。一般の國民にと
つては二重橋からはるかに雲の上とい
うような感じだがめるにしかすぎない
存在、そういう存在でなくては、だれ
も通過するとかあるいは入れるとか
いったようなことを考へることが必要
じやないかと思つた。そのことが、私
どもの立場から考へましても國民と皇室
といふか、天皇一家、こつちのこと
の考へ方を結びつける大きな柱になる
のじやないかと思つたのであります、
総務長官はせつかく皇居造営というこ

第一類第一号 内閣委員會議録第十五号 昭和三十四年三月六日

とお考えになった機会に、そういった点まで掘り下げて考える必要があるのではないかと思っておりますが、政府側の考えをお伺いしたいと思っております。

○松野政府委員 ただいまの御意見については、十分私も参考にしたしながらその実現に尽したいと思っております。ただ今日、だれも国民を入れないというわけでもございません。郷里から来られてぜひ皇居を見たいという方には、毎日時間を区切って参観し得る便利をはかつております。ただ建物の中の敷地を荒さないように、ある程度人数の制限はしておりますけれども、これに資格を与えたりどうかということになり、一般の国民の中から毎日参観を許されたいと私は存じております。なお二重橋の問題は、保存の意味もありますので、これはあえて皇居ばかりではございません。どこの造営物を見たい、京御所におきましても参観者については自由に許すが、真夜中でもだれでも自由に歩いていいというわけにいかない建物もありますので、これはあえて皇居の例ばかりではなしに、やはり一つの建物の保存とその維持、管理のために、宮殿以外にも、文化財においてもあるいは京都の御所においても、ある程度一般に公開しておるが、人数、時間の制限をしておるものもございまして、今日皇居だけが非常にかたいのだ、もちろん一番厳格にはしておりますけれども、全然国民に密を閉ざしておるといってわけはございません。なお一そう国民が自由に中に入れるように、より以上の便宜をはかるようにいたしたい。実は私その意見に賛成でございます。

同時に場所の問題でいろいろ御議論がありましたが、皇居の位置が、審議が開くまでに絶対あそこでないければいかぬのだという、そういう意味にあらざるして、私は第一案としては今日の皇居の位置を考へる、そういう意味で申し上げたわけで、ことに今日皇室という問題は、憲法第一条に大きく書いてありますような立場でございますので、国民と遊離したりしてはあべからざるものだ、国民とともに皇室というものはあるべきだ、という考えで、なるべく国民の身近なところに、あまり都心から何十里も離れてはいけぬということ、第一案としては今日皇居の位置を考へるのであります。どうぞ言葉の足りなかつた点は御理解をいたして、この案に御賛成いただきたいと思います。

○西村(カ)委員 松野総務長官は事務官僚ではないのでありますから、御答弁はもっとさっぱりしていただきたいと思います。皇居はだれも制限はしていない、参観したい者には参観しておるとはおっしゃいますけれども、非常にめんどうな手続も必要で、だれか上京して参りまして、天皇がおられる皇居にも入りたいと思つたとき、隣の家に行くよりなさつぱりした気持で国民が行けることが大事なんです。軽い気持で行けるところに意義があると思つております。私もこの間初めて入ってみましたけれども、そこに問題があるのです。ただシャットアウトしてはいないのだということではないと思つております。一の問題についてはこれ以上触れませんが、私も、私はまだまだ今の政府の頭の中には、天皇を特別な扱いをしている点

があると思つた。私が国会に来て一番不思議に思つたのは、正面の玄関、あそこが立ち入り禁止なんです。国会議事堂は国民のものなんです。国民のものであるのに国民がだれも入っていい。正面の一番大事な玄関が立ち入り禁止なんです。代議士も入れない。何をやるのかと思つたら、天皇が開会式に来るだけなんです。天皇は主権者じゃありません。主権者は国民なんです。国民のすべての者を裏口から身体検査をして暗いところを上らして、おいて、天皇だけが国会の正面玄関から一人入る。今ごろこんなばかげたことはありませぬよ。私はこれを不思議に思つて、ずいぶん議論なんかで言つたけれども、なかなか直らない。こういうこと自体がおかしいと思つて、作つたときには天皇主権でしたから、ああいうばかげた天皇の御座所のあるのもやむを得ないでしょう。しかし今日国会の正面の玄関から天皇しか入らぬというばかげたことはないと思つて、これは改革できないものか。私は議員が入るか、あるいは一般国民が正面から入つて、この国会議事堂を参観するのが正しいと思つて、民主化された国会というところに厳としてそういうことがあると、国会自身も身をおかしいし、政府もおかしいと思つて、これはあなたに今改正しろと言つても仕方がないけれども、一つの例であります。これが依然としてどうにもならずにあるということ自体の中に、天皇に対するいわゆる現在の支配と申しますか、政治力であるところの政府なりあなたの方の考えの中に、やはり天皇を特別扱いにしているという消すべからざる思想があると思つた。これは私は、

やはり皇居造営とかあるいはいろいろなことに反映して、今八木君も心配したように、国民を押える一番都合のいいのは天皇です。天皇というものを昔のところには引き戻せば一番やりやすいのです。天皇の御命令でみんな死んでおるのです。私なんか天皇という名前で四年も刑務所に連れられた。昔は天皇が一番大きいのです。今の為政者の中には、岸総理を初め天皇を利用した昔のあれが非常に多分に残つておる。そこで私もこの皇居造営ということに對してこれほど熱心にお聞きするのは、そういうことが再現したのでは天皇自身も不幸であるし、またまた国民が非常な不幸に再会する危険があるから、こういう機会でないかともこういふことは言えないから、松野総務長官は聡明な方であるし、少くとも新しい空気も多分に吸つていらつしやるだろうから、あなた自身はそういう気持はないかもしらぬけれども、あなたのバックにある政治権力はそういうものに大きな郷愁を持つていると思つて、それは開会式における総理大臣以下がモーニングをつけて、天皇があそこに見える。何もこういう態度をしなくてもいいのです。もっとさっぱりした方がいい。何か非常にうやうやしい態度を見ると私は非常に不愉快なんです。国の総理大臣以下全国會議員が、あの参議院の本会議場でああいう行事をするところにおかしいと思つて、そういうところからやめますが、そういうものがだんだん復活する危険を感じますので、ぜひそういう点も十分に勘案し

ていただきませんと、せつかくりつぱな宮殿を作つておる反面に、国民を不幸に陥れる一つのきざしが生まれたのでは困る。そういうわけで、総務長官、これはぜひあなたの聡明さによつて、そういうものが生まれる可能性をぜひ取り取つていただいて、ほんとうに私も喜ぶようなものにしてもらいたい。こういうことを要望いたします。

○内海委員 西村力弥君。
○西村(カ)委員 私は四月十日に行われる皇太子と正田さんの結婚式の問題について、きのう木原委員も質問したのですが、一応お尋ねをしたかと思つて、まず第一に、この結婚式を天皇の国事行為、こういう工合に閣議で決定せられた根拠を一つお聞かせが願ひたい。

○松野政府委員 憲法の第二条に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」その中に入り、これを継承する。」その中に入り、これから、皇太子の場合には、この第二条の世襲という条文の言葉に入るといふ意味で、国事行為といふわけでございます。

○西村(カ)委員 その解釈はちょっと便宜主義のようにとれるのです。法制局もいらつしやつておりますが、成年男女の結婚といふものは、両性の合意ということになつておる。皇太子とか立后、そういう場合には皇族會議の議を経なければならぬということは一応の制限はありますけれども、両性が合意で行つ、こういうことになつておるので、その結婚といふものは一体だれが行うのか。これを憲法第七条の儀式を行つ、という天皇の国事行為とする、そ

ういふ解釈を立てれば、この結婚式は天皇が行うのだ、こういう解釈になつてくるのです。そういう工合にする、成年男女の結婚に対して相当ゆがめた憲法上の解釈になつてくるではないか、こういう工合に考えられるが、法制局の見解はいかん。

○高辻政府委員 お答え申し上げますが、たゞいま御質疑の中にありましたように、婚姻そのものが両性の合意に基いて行われるという面があることは申すまでもないこととございまして、従つて皇太子殿下の御婚姻についても、御婚姻そのものがそういう一般的な性格を持つておけることは当然のことだと思ひます。しかしながらこの御婚姻にまつわる結婚の儀とか、あるいは朝見の儀とか、あるいはそのほかの儀がございまして、そういう儀のうち主要なものにつきましては、皇太子殿下の御婚姻を中核として、それにまつわるそういう儀式そのものを国の国事行為として挙行されること、これは、その中核的なものが皇太子殿下の御婚姻という普通の両性の合意に基く性格を持つておられます、皇太子殿下の御婚姻の地位にかんがみまして、国民的関心がそれに集まることは、社会一般の事象でもございまして、当然に合理的であると認められますので、それを中核とするいろいろな儀式そのものを国事とすることは、別に差しつかえないのではないかと、ういふふうに考へておるわけでございます。

○西村(力)委員 それは天皇の国事行為、こういうことになるですね。この結婚式なるものを天皇が主宰する、こういう工合にならないと、これは憲法

上問題になつてくるだろうと思ふのですが、しかし成年の男女が結婚をする、それに伴う儀式を行うということ、その親権者の主宰によつて行われなければならないというところが、しありとするならば、それはもう成年に達した男女がその点に關して無能力だ、こういう解釈になつてくるのではないか、こう思ふのです。そうする

と、一般人ですと結婚式をやり、それに伴ういろいろな式をやるということ、は自前でやる、自分の責任でやる、こういうことになるが、これを天皇の主宰する国事行為とすれば、皇太子はその件に關しては無能力だ、成年とはなられておられますけれども、結婚式に關しては無能力だ、こういう判定が下されてしまふ。まことにこれは危険なことだと私は思つておるのですが、理屈をいろいろ並べられて早口に言われると、どうも僕もその法的な問題については何だかかんたか、ちよつと混乱してゐるのですが、一つ一つびしびしと割り切つて考へてみると、なかなか危険な問題を含んでおるのではないかと、こう思ふのです。天皇の行うそういう儀式はいろいろあるでしょうが、プライベートなものとしてその儀式を国事としないものもたくさんあるはずで、そういうことからいって、憲法第七條にいう天皇の行う儀式といふものの範疇といふものは、はっきり制限があるのじゃないか、こう思ふのです。あの憲法七條の儀式、そういうものは天皇の行い得る範疇、そういうものはどういふ工合になるのでしょうか。また私の、少し脆弁のような、皇太子は無能力となるような解釈がいたら大へんなことになつてしまふのじゃない

か。そういう点についての説明を一つ願ひたいと思ひます。

○高辻政府委員 御質問のうちの御危惧になつてゐる点はよくわかると思ふのです。今御質疑がありましたような観点から、一般の青年の結婚といううなことに照らし合せて申し上げれば、これもゆつくり申し上げますが、たとへば一般の庶民における結婚というものが、その根源におきまして両性の合意によつてやられるということ、これはもとより申すまでもないことと、その限りむろん合意の意思能力を持ち、そこで成立するというのが当然のこととございませうけれども、その婚姻ということとそれから結婚の儀式というものは、実は本質的に全く同じものであるといふふうにはやはり言えないのであつて、本人同士が婚姻の意思を決定して合意をするということ自身、両性の本質的平等に基く合意によつてなるということ、それからそれは本人にとつての一生の重大事であるから、それを何といひますか、大いに印象的ないろいろな儀式でもって行なつていくといふそのことは、実は二つの事柄であるわけとございませう。まあ簡単に申し上げますれば、たとえば婚姻をした、その結果を皆さんに御披露するといふようなこと、これは親がやるからといつて、本人の意思能力とかあるいは本人が能力がないとかいうことにはならないのではないかと、ういふふうに考へるわけとございませう。

皇太子殿下の御婚姻の場合にも、その理は同じこととございませうので、そのうち特に皇太子殿下といふものは、いわゆる憲法上における皇位の世襲性からくる特異のものとして、それ相應の

取扱いがなされてしかるべきだということになることは、これは明白なところだと思ひますが、そういう關係からそれになつてゐる儀式そのものを国事とする、これは、差しつかえないのだから、ういふふうに考へるわけとございませう。

○西村(力)委員 一応儀式と結婚それ自体とを区別していらつしやるようでございませうが、一般庶民でいいますと、普通われわれは三々九度の杯をやつて、そして契りを固めて初めて社会的な合法性といふか、そういうものが出てくるわけなんで、あなたが言うように結婚を立てられるならば、賢所の前で行われる結婚式の儀式、それは結婚それ自体と切り離せない。あなた

の言う論拠でいへば、そうすればその儀は国事とすべきではない、こういう結論になつてくるのです。そしてまた一般の人々はすべて結婚の儀式も自分でやる能力を持ち、またそれをやることも認められておるが、この儀式を国事とすることによつて、皇太子自身はこの儀式そのものをできないといふ工合に制限を加えられてきておるわけと、国事に移してしまへば、これは天皇の国事行為ですから皇太子はこの限りにおいては自前でやつてはならないのです。こういう工合に制限を加えられてくる。そのことはとにかくとしまして、この儀式といふもの、賢所の前でやる結婚式の儀は、結婚と二つに切り離すことはできないものだと私は思ふのです。そういう工合になつてくる

と、これは結婚式の儀は国事とする、これはできない、こういう工合にはつきりしなければならぬと思ふのですが、その点は法制局の意見とともに、宮内

庁からは国事として何々を見込まれるか、具体的な計画をあなたの方で立ててゐるということになつておりますが、どういふ計画を持つていらつしやるか、朝見の儀とかさまざまなものがあるりますが、あれの中のどれを国事とするか、法制局の答弁から先に聞きましょう。

○高辻政府委員 前段の問題は、実は当初御質疑になりましたそのことでございませうが、実は今まで御説明したことで御納得いただけぬのは残念でございますが、簡単にもう一度申し上げますと、要するに当人同士の合意に基く婚姻そのものと、それからその婚姻を意義あらしめるといふか、盛大にやるといふか、そういう意味の儀式といふものは、これは離しては、実は両方、婚姻があるから実は結婚の儀があることは、これは当然でございませうけれども、その中核である婚姻そのものとそれからそれにまつわる諸儀式、たとえば朝見の儀にせよ、それから宮中の何と申しますか、いろいろ各界の人々を呼んで御披露的なことをなさる、そういうこと、そのこと等はやはり別なこととございまして、それ自身を国事行為とすることは、それだからといつて婚姻が無能力者扱いになるということにはならぬのだから、ういふふうに思ふのであります。それからもう一つ、御質疑の中の根本は、憲法七條の十号に「儀式を行うこと」といふことはあるけれども、儀式を行うといふことは果していかなるものを言うのかといふふうなあれには制限があるの、じゃないかといふふうな御尋ねもあつたかと存じます、これにも触れてお

答を申し上げますが、なるほど憲法

の規定は困事行為というものを非常に制限してありまして、七条に列挙されたこと、厳密にいえばそのほかにも六条の任命行為というようなことがございしますが、七条の關係だけに限ってみますと、あそこにありますことはしほったものでありますから、その意味で相当限定的に解さなければならぬことは、これまた言うまでもないと思えますけれども、儀式を行うことというのは、一体いかなるものを困事行為としての儀式と考えるかと仰せになれば、それはやはり国家機関としての天皇がそれをするにふさわしいものとして合理的に考えられるようなものなら、いわゆる儀式を行うことというふうなふうに考えられるわけでありまして、その例をいたしましては、立太子の礼とか、成年式の御儀とか、そういうものが前例としてはあるわけでございますが、今回の結婚の儀をそれらと別にして困事行為としないというのめいかがかかというふうな考えられるわけでありまして。

○瓜生政府委員 皇太子殿下の御結婚関係の儀式のうちで困事として行われますのは、結婚の儀と朝見の儀と宮中祝宴の儀、これだけであります。が、皇室の私事として行われますものは、済んだ分で申しますと納采の儀、それからあとの分での結婚の儀のあとに皇靈殿、神殿に関するの儀、皇靈殿に関するの儀というのの皇室の御先祖の靈に御奉告なさる。神殿に関するの儀の神殿というの天地の神々であります。これは皇室の私事として行われます。それが済んでから東宮御所で供膳の儀、三箇夜餅の儀という

のがございまして。供膳の儀というのは、お二人が最初に食事をなさるといふ儀であります。三箇夜餅の儀というのは昔からありまして、お祝いのお餅をお部屋に持つていくのですが、ずつと平安朝時代からある。これも皇室の私事として行われます。それからその後伊勢神宮に奉告参拝においでになります。これも私事。それから御傍御陵、神武天皇の御陵に参拝されます。先帝、先后、大正天皇、貞明皇后のみさきに参拝されます。これも皇室の私事として行われます。困事として行われますのは、これは憲法に、天皇は国民のため内閣の助言と承認によって左の困事行為を行う、これを讀んでみますと、儀式の關係はやはり国民のために天皇が行われるということである、この結婚の儀を考へますと、結婚の誓いをなさいます部分はお二人だけの誓いの部分であります。普通の場合にはほんの身内の方だけがそれに出席されて、ほかの方はそこへ行かれないで済ませるといふ場合が多いのでしようが、今の皇室は国民の中にあって、国民とともにあられるというやうなことで、こういう大事な場合にはその他のいろいろの代表、国民の代表の方もそこに参列されて立ち会ってなさる、そういう儀式を行なった方が国民のためにもなる、国民の関心から見て、そのことが望まれているだろいうというやうなことも考えられて、こういうものは国民のための儀式として困事というふうにする方が適當である。根本論から言いますと、先ほどの法制局長の言われた点がありますので、その点は省略したいと思ひます。その他の朝見の儀は、これは天皇、皇后両陛下にお二人が初めて正式にお会いになって、そうして両陛下の方から言葉があります。お祝いととも将来の戒めのようなお言葉がある。それから皇太子殿下の方からはお礼のお言葉と将来の覚悟などを述べられる。そこで誓いを固められるというのがあります。これも将来の皇位継承権者として天皇陛下との誓いを固められるという、やはり国家的意義が露であります。それから宮中祝宴の儀は披露であります。これは御結婚になつたということをお内及び国民の方々に披露される。これもやはり国民のために行われる。宮中の内輪だけでやられるということではないものと考えた方がよろからう。宮中の内輪だけで行われる御内宴というのがあります。これは、四月十二日は日曜日でございますが、日曜日ですから困事を行われるには適當でないというので、その日があいておられますから、日曜日のお昼には御親戚関係だけの披露があります。これは皇室の私事として行われます。そういうふうな區別してわれわれは考へておる次第でございます。

○西村(カ)委員 法制局にお尋ねしますが、結婚の合意、こういう心理的などうか何というか、気持の問題として、両性の合意というのはその点に限局されるのだ、あとは結婚を盛大ならしめるための形の上の儀式だ、こういう工合に分割されておりますが、しかし結婚は両性の気持が合っただけでは、やはり社会的には結婚と認証されないではないか。やはり一つの儀式を経て初めてその合意というものが具体化する。だから、そこまでは両性の合意というものの規定の範囲に入るべきではないか。両性の合意だけで、気持を合意したからといって儀式を経ないでやるといふことは、日本の社会的な事情からいって、それは野合ということとして、それだけで結婚を具体的に事実としてやれば野合という工合に社会的に非難がある。やはりそこには一つの簡便ではあると、儀式を経るうとと儀式を経るうと、儀式を経ることによって社会的に認めていくのです。だから結婚の儀まではやはり困事とすべきではないか。こういう工合に私たちは解釈する。あなたは特別に盛大ならしめるための儀式として朝見の儀とか、あるいは何の儀とかいうようなことをあげられたが、意図的に結婚の儀を例証的にあげられなかった。そういう工合に考えられるのですが、その点はどうでしょう。

○高辻政府委員 婚姻というものは両性の合意のみに基づいて成立するということは、憲法二十四条を引くまでもなく御承知のことだと思います。これは立上婚姻の届出を必要とすることを排斥する意味ではむしろございませぬけれども、要するに両性の合意というものが本質的な部分であるといふことは疑いのないことだと思つております。従つてかりにそういう結婚式といわれるやうなものをしていからといって、両性の合意があり、これはまた法律上の届出というやうなことがありますれば、それで婚姻は成立するといふことは、法律論としては当然言えることだと思つております。ただ仰せのやうに一般には婚姻といふことがありまして、それに結婚式、いろいろ御披露宴とかいうやうなことがあるわけでございますが、その部分がやはり皇太子殿下の御婚姻に基づくものであるといふ意味で、先ほど宮内庁次長も仰せになりましたやうに、やはり皇太子殿下の御地位等にかんがみ、またその象徴たる天皇が国民のために行うといふものとするにふさわしいものであるといふふうな考へるのであります。それがふさわしいか、ふさわしくないかという問題は、あるいはあるうかと思ひますけれども、それはやはり皇太子の御地位なり、また天皇の皇位世襲制というやうなことからいまして、それは困事行為とするにふさわしいものであると一応私どもは考へておるわけでありまして。

○西村(カ)委員 松野さんにお尋ねしますが、あなたは困事とせられたその根拠として、皇位は世襲である、こういうことを仰せられた。その仰せられる範囲においては、立太子式を困事とする、こういうことで私どもは承服できる、そのことまで困事とするといふやうなことはあまり適當ではないと考へる。世襲であるから結婚式も困事である。立太子式はもう次に国民の象徴になる地位につく式ですから、あるいは困事にするとも承服できるかもしれないけれども、その人が結婚なさることまで困事とするやうなことは、あまり拡大し過ぎるのではないかと、こういう考へを持つております。そう言いますと、いや結婚してその次の世襲の子供を生んでいただくためにやるのだから、これはやはり困事のうちに入るといふやうなことも言えるかもしれないけれども、そういう言ひ方をしていくと、そう言われるかどうかわかりませんが、そうすると正田

さんが懐妊の能力を持つという証明が前提になってくるわけなのです。私はそういう疑点を持つのですが、立太子式は国事とすることにあまり反対はしないつもりですが、——もう済んだことですけれども、しかしその人が結婚することが世襲であるからなんという理由で、国事になるということには相応な疑点を持つのですが、いかがですか。

○松野政府委員 立太子式も実は国事行為——もちろん皇太子としてその地位につかれることは、当然憲法第二条の世襲の継承権を受けつがれる方でありますから、国事行為といいたしたわけであります。今回の場合はなおそれ以上、婚姻ということになられ、しかも正田美智子さんが今後は皇室に入られるということ、これは当然世襲の一環大きな行為であるし、同時に次の時代の大事な世襲行為の一つの出発点でもありますので、私どもは立太子式も国事行為、今回も国事行為としてやるべきことが妥当だと考えております。

○内海委員長 西村さんにちよっと申し上げますが、他に質疑もありませんし、時間もだいぶ過ぎておりますから、きわめて簡単にお願いたします。

○西村(力)委員 それではその点については私は十分に疑点が晴れませんが、それだけにとどめておきます。

次に結婚式の儀を賢所の前で行われる、その他の儀式も行われますが、これは何式で行われるのか。明らかに神式であると思う。これはどうですか。

○瓜生政府委員 この結婚の儀は賢所で行われますが、結婚の儀そのものは神式ではないわけです。しかしながら

その中心になります皇太子と妃殿下になられる方が結婚の誓いを固められる、それは神式の形式で行う、これは御本人の御信仰ということでございます。

○西村(力)委員 その誓いを固められるというか、結婚式の儀というのは賢所の前で行われる、そこに切り離せない意義があると思うのです。あなたは賢所の前で行うけれども、ただ誓いだけには神式によってやるのだという。賢所の前で行う結婚式というものは、これはやはり総体として神式によって行われるのだ、こういう工合に申さなければならぬと思うのですが、それはどうですか。

○高辻政府委員 先ほど来のお話に続くわけでありますが、婚姻というものが両性の合意に基く、それは何よりも先にそのこと自身が御本意である、こういう面があることは当然である、申し上げました。その点について恣意である面につきまして御本人の欲する祭式といえますか、そういうもので誓い合う、その誓い合うそのことについてたとえば神の前で誓う、そういう面における御宗旨を何によってやるかというところは、御本人同士でやるということでありますならば、むしろ神式でなさるのが、いわゆる基本的人権からいいますともそれは妨げないものだし、またそれを妨げるのは、ある意味ではまた別の憲法上の問題も生じてくるであろうというふうな思われたいと思います。

○西村(力)委員 そこにいきますと皇太子さんの御希望によってそれは神式でやるのだと言われますが、結婚式の儀は天皇の行う国事行為だこれに疑

義はない、こういう工合にあなたは仰せられておる。だからたとい皇太子さんの御希望によって行なったにしても、それを主宰される天皇の行為です。だから天皇の行為というものが神式によって儀式を行う、こういうことにはつきりなってくるのです。確かに結婚式の儀は本人の希望によって神式で行うのだ、こう言いました、行いう主体は天皇です。天皇の国事行為ですから、天皇が神式という一つの特定された方式でもって国事行為を行う、こういうことになるのです。これはどういふことですか。

○高辻政府委員 婚姻ということは御本人同士の合意だ、その合意のいわゆる誓いを立てるということでありますが、その誓いを立てることに接觸する部分におきまして、本人の御希望かどうかは別といたしまして、要するにそれにあずかる方の御意思によって誓いを立てられる、その誓いを立てる対象といえますが、そういうものを何を選ぶかといふことは、結婚の儀が国事行為としてなされようとも、その部分については御本人同士の婚姻の誓いを立てられる、そのことをある特定の神の前で誓いたいということは無視することには、やはりある意味ではまた宗教の自由という点から申しまして問題ではないかというふうな考えるわけであります。従前も国事行為ではございませぬけれども、いろいろそれに類似をしたことはございました。たとえばたしか幣原さんもそうだったと思えますし、尾崎さんもそうだったと思えますが、衆議院葬をおやりになった。衆議院葬というものは、やはり国の機関としては衆議院が一定の援助を与えて

その葬儀が行われるわけでございますが、その際はたしか仏式によって行われたと思えますが、こゝまた御本人の宗旨を重んじて行われたことだと思えます。それについては何も世人で怪しんだ者はなかったと思えます。理屈は同じではないかというふうな考えておられます。

○西村(力)委員 尾崎さんのなごが仏式で築地本願寺で行われましたが、それまで例をとられております。しかし天皇が行う国事行為というものが、今仰せられたように、はつきり天皇が主宰されるということ、是認せられておるのですから、天皇が一つの特定の宗教に基いて行事をやるといふようなことは、本人の希望がどうあるとも、これはやはり問題ををはらむことであると私たちは思うのです。それで賢所の前で神式によって天皇が主宰してやるのだということが認められると、賢所には私たちが昔習ったことによりまして三種の神器のうちの鏡でございまして、あれの分身が祭られておる。ところが御本体というものは伊勢神宮に祭られておる。だから、そういう立場からいいますと、伊勢神宮を天皇みずから祭るといふことも認められてくる危険性を持つ。伊勢神宮の親祭ということもできる。そうすると、伊勢神道の日本のある方が国教になって、かつての日本のある方と変らないようになつてくる。だから、変な理屈をあまりつけて、そういう大事な点をくすすしてはならないと私は考えております。天皇が特定の神道の儀式を主宰するというようなことは、発展すれば伊勢神宮を親祭することができるといふことになつてくる。伊勢神道は国家神道にな

り国家宗教になる。これはかつての道と同じだと思ふ。それは御本人が神道であろうと何であろうと、私たちが皇太子が結婚なさることは喜んでやります。どなたでも結婚なさることは大へんおめでたいことであつて、お喜びでございます。お喜びですが、そういうわれわれの気持とくすすしてはならない一線というものは——皇太子の結婚だからにぎやかにそうして莊重にやつてやりたい、こういう気持を持つことはいいけれども、くすせない限界というものはやはり画然として区別しておかなければならぬのじやないかと思ふのです。きょうは官房長官に来てもらおうと思つたが、法制局のそういう御解釈だけ聞いておつても、あなた自身自分の唱えておる法理論に右往左往しているし、また宮内庁は宮内庁として具体的に政府の決定を実現するだけだから、答弁もそれだけの限りにおいてしかできないだらうと思ふますから、これは相当危険性を持つものだと思つております。伊勢神宮は宗教法人になつておるのですから、そのころが、賢所前で、御本体のあるところで天皇みずから主宰して儀式を行うことも不可能でないという結論に必ずなつてくる。そうすれば、宗教法人をはずして、伊勢神宮は宗教とは関係ないものにして、国家宗教だ、特定の宗教ではないという解釈を立てておなければならぬ。その点一つ御答弁はどうですか。

○高辻政府委員 仰せになりましたように、政教分離ということは憲法上の一つの原理でございますから、その点は厳密に考えていかなければならぬ問題だということ、私どももと思つ

ております。現に私どもがいろいろなものを処理する場合に、そのところは非常に神経質にものを考える立場をとっております。それにいたしまして、私が申し上げたことは実はぐらぐらしているというのではなくて、終始一貫同じ立場で御答弁申し上げていると思っておりますけれども、いずれにしても今仰せになりましたようなそのお気持の限界に際して限りまして、それ以上にわたって御懸念のようなことが生じることには絶対にあるべきことではないというふうに思っております。いろいろ御質疑の中にありますように、だんだんそういうことになつてくるとどのつまりは、そんなことになりはせぬかという御危惧でありまして、その御危惧そのことは、十分に神聖な御危惧としてあると思っております。その辺は十分な限界を画して考えていかなければならぬ問題であることはもちろんであるというふうに考えます。

○内海委員長 なるべく簡単にお願いします。
○西村(力)委員 時間もありませんし、あなたの仰せられることですから、この程度にとどめたいと思っております。これはやはり法制局の見解だけではどうもおさまらない。ですから、やはり政府当局、官房長官にでも来ていただいて、これはよほど厳密にただだいて、これはよほど厳密にただだいて、かつ警告しておかなければならぬ問題であると思ふ。きょうは時間もないということでありまして、幾ら論議しましても進まないようでありますから、この程度にとどめたいと思ふ。法制局においても、そういう危惧を十分前提として、法解釈をそのとき

そのときに応ずる解釈を立てる通弊を持つておりますから、そういうことのないように一つお願をしなければならぬと思ふ。以上で一応打ち切ります。
○内海委員長 受田新吉君。
○受田委員 それではきょう今から最終の結論を出す法案について残余の質疑をちょっとばかりしておきます。

大蔵省の問題で、今度の改正案のうち、こまかいようでございませぬが醸造の醸の字をひらがなから漢字に直された理由を一つお答え願ひたい。
○石野政府委員 御指摘に相なりましたのが間違いでございまして、間違えて申しわけないと思つてございませぬが、漢字がございまして、漢字を使う方が正しいということでは形式的に直した。実体的関係はありません。形式的に直しただけということではございませぬ。

○受田委員 法案に間違いをほとんど作られることは、われわれ国会でも念を入れて審査しますが、間違いをしばらく通用さしておくとおぼつかないんで、大蔵省という頭のいい人がそろつた役所としてはそつがあつたものですね。当用漢字があるのにはひらがなを今まで不用意に使われておつたということが間違ひなんで、こういうことはあまり感心した問題ではないわけですが、御注意を願ひたいと思ひます。

それと同時に、大蔵省という言葉そのものに問題がある。大蔵という言葉その語源はどこから出てきておるのか、それからどういふ意味で今ごろ陳腐な旧時代の大蔵という言葉がそのまま残つておるのか、ちょっとお答え願ひたい。

○石野政府委員 私もあまりそういう点詳しくはございませぬが、古くから国庫という言葉において大蔵卿という言葉の語源はどこの語源が一番主たる仕事に用いられたか、この大蔵という言葉を使つたものと思つてございませぬが、そういう慣例に基いて使つておるものとおぼつかないと思つてございませぬ。それが実態と合つておるかどうかという問題、これは確かにございませぬけれども、一応そういう名前が使われておるとか、実態がある程度広がつて参りますと、名前と直接合致するけれども、その名前によつて実態が理解されるということもございませぬので、今なお大蔵という名前が使われておる、こういうふうには私には考えます。

○受田委員 明治初年に大蔵卿とかいうようなものがおられたようですが、そういう昔の、旧時代的な名称で新時代に残つておるといふそのものに奇異を感じるわけですが。大蔵省に長くおられるとおぼつかない、今、時代はどんどん進んでおるときに、蔵が今ごろあるといふのは、これはよほど古い旧家であつて、普通は金庫その他で用を足しておる。そういうときに、蔵は蔵でも大きい蔵、大蔵などという言葉がまだ残つておるとおぼつかない、日本は何だかまだ生まれ残つていないという印象を与えるわけですが。従つて財政省とか財務省とかいふような適当な言葉があるはずなんです。こういうときに大蔵省は、国の財政を握つておる、などと、蔵と控えておられるよりは、ちやんと脱皮されて、大蔵官僚という

特権官僚の構成を誇るよりも、むしろ率直に大衆の中へ溶け込んで、財政省とか財務省、そういうところに、大衆の中に溶け込んでお役所という意味で新規まき直される。大蔵省設置法改正案の中に、大蔵の名を財政省とか財務省にされるか、そういう踏み切りはできませんか。これはかりそめの問題ではないと思ひます。もう脱皮されるいい時期だと思つておるのですが、いかがでしょうか。
○石野政府委員 御質問のお気持は十分にわかるのでございませぬが、ただしにこのご質問、大蔵官僚であるとか、そういうようなお気持を持ってはどうかというふうなことはございませぬ、またそういうことはあるべきでございませぬ。そういう意味で名前のかんにかかわらず、あくまで謙虚な、公けに奉仕する人間として事務を処理していくべきである、こういうふうな常に戒心して参りたいと思ひます。そういう観点から、名前を変えれば実体が変るといふわけのものでもございませぬ。むしろ実体的の方が問題でございませぬので、そういう御注意の点は十分体しまして、みんなで戒心して参りたいと思ひます。名前をどうするということは今考えておりませぬ。

○受田委員 古来、名は体を表わすという言葉がある。大蔵という言葉がいつ出たか、何だか大蔵の陰から幽霊が出たような旧屋敷の印象があるわけですが。これは昔の名前が用いられておるから、変える必要はないと言つても、看板を変えれば、人間は清新な感覚になるのです。それを古い感覚の飯面をかぶつていつまでも控えておる

と、日のささない古い大蔵の陰に幽霊が出るという印象を与える。従つてむしろ財政省とか財務省とかにぱつと切りかえたらいい。名は体を表わす。大蔵の陰に暗い影がある。財政、財務と、明る影がさすような形に看板を塗り変えるように脱皮すればいいと思ふ。おそろく与党の諸君の中にも、良心的に共鳴してくれる人があると思ふので、何分にも研究をされるには大事なおとときだから、せつかく設置法が出ておるときですか、御検討されませぬか。
○佐野政府委員 大蔵官僚ということは大へんおしかりを受けているようございませぬが、私ほもちろん官僚ではございませぬが、今官房長が申しましたように、名前だけでこれが解決するものではないと思ひます。大蔵大臣も私も十分戒心をいたしまして、将来戒めたいと思ひます。今こちらからお答へえのありましたように、この名前問題はぜひふん歴史的といひますか、経過というものはなかなか抜け切れないものだと思ひます。衆議院におきましてはどうか存じませぬが、参議院でも郵政省となりまして今日でも、逓信部会というのがあるというふうな状況で、これも逓の字が今度問題になつておりますが、これは今御指摘のように、大蔵省という言葉が非常に悪いといふお言葉でございませぬ。ただいまこれを議論したこともございませぬが、将来にわたつて、各省の名前もそうするといふ問題になると思ひますので、これは十分私どもの方として、これがどうも皆さんからよくないということになりますれば、これも一

つ研究の議題になると思いますが、十分検討したいと思ひます。

○愛田委員 大蔵、文部、逓信、これはそのほかの役所にはその問題になるのはありません。しかし大蔵が一番古いのです。逓信という言葉などはむしろ新しい感覚も与えるわけなんです。大蔵という、何だか非常な、旧時代の代表のような言葉に、じつと考えてみるとそういう印象を与えるわけですね。しかし国民の中に親しまれておつても、いい時期がくればさつと愛えるというふうな事、ちょうど「じょう」の字が今度漢字になつてゐる。こういうところへ心を使われておるほどならば、省名について検討を加えるという時期にきてゐると思ふのであります。そこを一つお考えを願ひたいと思ひます。

もう一つ、保険審議会の問題です。これもせつかく今ある機構を法制化されるわけですが、その際に保険行政というものについてもつと真剣に取組んでいただかないといけない面がある。これは大体民間保険と簡易保険とを比較してみると、民間保険にはどこかにまだ封建性がある。たとえば一流の保険会社にしても、保険外務員を盛んにこき使つて募集に狂奔させる。その裏の支配する人は別に募集の苦勞を知らないから、業務の成績が上らなければ適当に給与を握るわけです。第一線の外務員は大へんな苦勞で、人権侵害もはなはだしい現状にあることは、あなた自身も御承知であらうと思ひます。それは筆舌を絶する苦勞です。日本の民間の保険屋さんが来ると、保険屋が来たというので、むしろ嫌悪の情を感じようになつてゐる。こ

れは真に保険の必要を認めて、私は保険に加入しますと言つて、こつちから保険事務所へ行くくらいでなければだめなんです。第一線の外務員があれば苦勞して薄給で、もし成績が上らなければ給料を収奪するというふうな事になつてゐる。こういう態勢は私には問題があると思ふ。こういう問題についてはどうなのか。現在の民間保険の募集計画という問題。

もう一つは、相互保険と称して、相互の性格を持たなければならぬにかかわらず、保険業者は非常に豊かな暮らしをして、大企業とちつとも違わない経営者側の立場に立つてゐる。こういう実情もあるわけですね。保険のほんとうの性質を考へるときに、加入者の便益をはかるという意味から、もつと保険会社に対する監督を厳重にして、その横暴をきわめる経営者のような形であつておられるそういう責任者たちに注意をされて、第一線で苦勞されてゐる外務員を十分優遇するような形、同時に、保険加入という仕事は、国民が協力して事務所へどんどん来るような形にしていくような努力を、大蔵省としてはいたされませんか。

○佐野政府委員 ただいまの保険勧誘の問題につきましては、仰せの通り、政府管掌でございまして、仰せの通り、でございまして、そういう弊害が非常に多いという事は、私もよく体験いたしてゐるところでございまして、十分注意いたしてゐるところでありますけれども、何分競争の激甚と申しますけれども、その成績を上げることになんか一生懸命になりますため、勧誘員もまたそれを監督してゐる方も一生懸命になります結果、そういう弊害が

しばしば出ることは仰せの通りでございします。実は政府のものも私も直接に常にお申しておるのでございしますが、民間の会社につきましても、第一回に私どもが民間の保険会社と懇談いたした際に、大臣も出かけまして、第一回の就任早々の会合の際にもまづ先この問題が出まして、お互いに注意をしようという事を大臣からも申しましたし、民間の保険会社の社長の人もこの点につきましても十分戒心をして、弊害のないようにしようという事を誓ひ合つたのでございします。

○石井(通)政府委員 政令におきましては、幽舞、色丹、国後、択捉、そのほか総理大臣が指定する北方の地域というふうな案で今考へておられます。○愛田委員 そのほか総理大臣が指定する地域というのは、どういふところが予想されますか。

○石井(通)政府委員 一応現在のところ北千島の方でございしますが、今もこの住民の調べるいろいろやっておりますが、この北千島について南千島と同じように取り扱つた方がいかどうかという事を検討いたしまして、その上でそういう範囲を必要であれば考へてみたいというふうな今のところ考へております。

○愛田委員 すでに今結論が出ていないけれども、これは将来みな誠意を尽してやつていくことによつていたすほかないと思ひますので、将来ともこれにつきましても、私どももいたしまして十分戒めあつて、弊害のないように努力をいたすことをお誓ひいたします。

○石井(通)政府委員 不十分ということではございませんが、従来の島民が北海道を中心にしたままに引き揚げてきておられますので、その点を実態調査をやつておられます。その上で一つきめたいというふうな考へておられます。

○愛田委員 それから当分の間置くと書いてありますが、当分というのとはどういふことで当分というふうな書かれたいのですか。

○石井(通)政府委員 私どもも南方同胞援護会の名称まで変えていくようなことも一応十分検討いたしまして、南方同胞援護会が御承知のように自民党、社会党両党で議員提案でできた法律でございしますので、理事会等にもいろいろ諮りまして、さしあたり当分の間名前を変えずにやつていって、一つ将来考へようというふうな意見がございましたので、それを尊重いたしまして、この原案に達しておられます。南方の方にしましては御承知のように、アメリカとの関係におきまして潜在主権を持つておるといふふうにはつきりいたしておられますので、南方同胞援護会というものができたのでございまして、北方につきましても、そういういろいろ南方の地域というものはまだはっきりいたしておりませんので、今後いろいろ研究と、そういうふうな意

令で規定するというのが、政令と申すのはどういふような事を考へておられるのか。

○石井(通)政府委員 政令におきましては、幽舞、色丹、国後、択捉、そのほか総理大臣が指定する北方の地域というふうな案で今考へておられます。○愛田委員 そのほか総理大臣が指定する地域というのは、どういふところが予想されますか。

見を聞きまして本格的な取扱いを検討したい、こういうふうに考えております。

○要田委員 これで終わりますが、南方同胞援護会のそうした新しい地域を広げて、これらの地域におられた人々の問題の解決に努力しようという点においては、われわれ協力にやぶさかではありません。きょうは法案がたくさん上るので、われわれは非常に熱情を持って、まじめに質問してみるので、その点を御含みいただき、自民党の委員諸君もまた野党が真剣にやっておるときは、与党は十分協力されるということをやっていただきたい。これで質問を終ります。

○内海委員 石山権作君。

○石山委員 大蔵省に簡単に聞きます。ここ四、五日の日銀の帳じりほどのくらいです。こまかい数字は要らない、千億台ぐらいでいいです。

○大月説明員 四千億ちょっとこえておるといいます。

○石山委員 第三次の公定歩合を下げたのですが、それに影響する歩合は四千億とすればどのくらいになりますか。

○大月説明員 一厘を年歩に換算いたしますと〇・三六五％でございますので、これを掛けますと、大体十億見当かと思えます。これは年間でありませう。

○石山委員 そうしますと一厘、日歩だと四百万ですね。そうなりませんか。

○大月説明員 仰せの通りでございます。

○石山委員 私、こういうことを言いたいのです。たとえば公定歩合を引き下げるということは、市中銀行の率も引き下げるのだ、そういうことをねらっておやりになると思うのですが、なかなか市中銀行が下げない。そうすると、公定歩合を一厘引き下げるといふことは四百万ずつだ。それは市中銀行に利益を与えておるといふ勘定になつて、ねらいがはずれていく。ねらいが命中すればこれは四百万——そんなにならぬと思うのですが、最近の金利の動きを見ますと、大蔵省が意図していることと日銀が意図していることは、およそかけ離れた格好で動いていくのではないかと、何となく、今でも市中銀行がもうけているのに、それよりも一日四百万も三百万も引き下げる手は、一体どういう意図を持っていくのだというふうなことを言いたくなるわけです。しかもこうなると、標準金利というものを銀行協会でおやりになつていまして、その第一号というものは鉄鋼関係三社だけじゃありませんか。あまり率なんか下げてもらわなくてもゆうゆうとやっつけていける大会社だけに対してこういう標準金利の——これは富士銀行で第一号をやつたようですけれども、せつかく引き下げた公定歩合の価値が、膨大な基幹産業だけに適用されるような格好を大蔵当局が黙って見ているなというの、はなはだ意に沿わないと言ふと怒られるかもしれませんが、私の意に沿わないやり方だと思ふ。これはいかがですか。

○大月説明員 日本銀行の公定歩合が先月の末一厘方引き下げられ、市中金利につきましても、ただいまお話のございましたように標準金利が一厘下り

まして、一銭九厘ということになっておるわけでございます。標準金利の制度は、今般の金利引き下げに関連して初めて採用した制度でございます。標準金利の考えを申しますと、公定歩合の上げ下げにスライドして標準金利を上げ下げする、その標準金利の上り下りに応じて一般の金利水準がまた上り下りする、こういうことをねらつておるわけでございます。従いまして今般標準金利を設定し、それが従来の基準に比べて一厘下つておるといふことは、一般の市中金利の水準が逐次下つていくことを意味するものでございまして、ただいま御質問のございましたように、単にきわめて優良な数個の会社に対する貸し出しの金利が下るといふ趣旨のものではないわけでございます。

具体的に申しますと、ただいま銀行から一般に貸し出されております貸出金が五兆八千億圓くらいございます。これは十二月末の数字でございます。それに対して、企業の信用度に応じて、あるいは長い、短かいというようにな貸出金の性質に応じて、それぞれ金利がつけられておるわけでございます。現在優良な企業に対して課されております金利は、引き下げ前におきまして大体二銭、公定歩合とほぼ同じ水準になっておるわけでございます。その二銭の金利が適用されております金額は全体のほぼ一八％という数字になっております。従いまして五兆八千億の一八％と申しますと約一兆円程度のものが、二銭の適用を受けておる。この二銭の標準的な優良なる金利が、今般の標準金利の引き下げに伴つて一銭九厘程度に下る、こういうこと

でございます、必ずしもごく少数の企業に対する貸出金利が下るといふ性質のものではないわけでありませう。それはその約二〇％以外のものがどうなるかというところでございませうが、全体の金利水準を下げるといふ方針のもとに今般の制度がとられた結果といたしまして、直ちに今のような姿が出るわけではございませんが、逐次新しい貸し出しについて適用があるものでございませうので、全体としての金利水準は今の標準金利にスライドして逐次下つていく、こういうことを考えておるわけでございます。

でございます、必ずしもごく少数の企業に対する貸出金利が下るといふ性質のものではないわけでありませう。それはその約二〇％以外のものがどうなるかというところでございませうが、全体の金利水準を下げるといふ方針のもとに今般の制度がとられた結果といたしまして、直ちに今のような姿が出るわけではございませんが、逐次新しい貸し出しについて適用があるものでございませうので、全体としての金利水準は今の標準金利にスライドして逐次下つていく、こういうことを考えておるわけでございます。

○石山委員 あなたに政治的なことをお聞きするのは無理ですから政務次官に伺います。的を射るとか射ないとかいうことになりませうと、もし日銀が発意して公定歩合を引き下げて、その的がうまく射れなかつたとなれば、私は日銀当局が無能だと思ふのです。しかし、たとえば大蔵省が最近こういう問題に非常に積極的になつて、日銀をチェックする、制肘力を集中するといふふうなことをやむを得ずやつたとなれば、これは大蔵省があまりにも政治的に動き過ぎる。この関係はどうだ。第一次、第二次、第三次とやつたのですが、今回全く日銀の発意でこの公定歩合の引き下げが行われたものであるかどうか、これをお聞きしたい。

○佐野政府委員 佐藤大蔵大臣になりました。以来、経済情勢その他につきまして緊密な連絡は始終とっておりませうけれども、金利などにつきましては日銀に指図するとかそういうふうなことにつきましては、厳に控えておることを承知いたしておりますし、新聞等でもそういうふうにごらんになっておるので

はないか、私はこう存じておりますが、大蔵省としてこの問題につきまして指図するとか、そういうふうなことはいたしておりませう。自主性にまかしております。

○石山委員 オーストリア的な考え方から金融問題を考えれば、日銀にまかしておくことが一番いいことになると思ふ。しかし今のようにははなはだ注意をしておく必要があるのではないかと、こういうふうな思ふわけではな

いと思ふ。無能呼ばわりなんぞする必要はないと思ふ。私は今までの経緯を見まして、あまり成功していないといふふうな判断してよろしいのではないかと。日銀の話が出たのですが、ついでに私が大蔵当局に要望したい点は、たとえば市中銀行が金利を引き下げないといふことは、結局コストに合わないから引き下げないといふ言いわけがあるだらうと思ふ。銀行自体は普通の産業に対してどんなことを言つておるかという、企業整備をしろとか、首を切れとか、重役を入れろとか、勝手なことを言つて支配をする傾向がある。御自分は内部においてコスト切り下げの努力をしておるかという、あまりしてはいないように見えるのです。どうですか。たとえば某銀行々々々といふような新聞なんかで話題に上つてくる連中にさへも、大蔵当局はどうもできないでいるじゃありませんか。株主総会を開くとまた重役陣が入つて、また再び同じことを繰り返している傾向が市中にあるのです。それに対してどういふふうな監督権を発動されて、法律的根拠でこれを押え得るよう

ではないか、私はこう存じておりますが、大蔵省としてこの問題につきまして指図するとか、そういうふうなことはいたしておりませう。自主性にまかしております。

○石山委員 オーストリア的な考え方から金融問題を考えれば、日銀にまかしておくことが一番いいことになると思ふ。しかし今のようにははなはだ注意をしておく必要があるのではないかと、こういうふうな思ふわけではな

いと思ふ。無能呼ばわりなんぞする必要はないと思ふ。私は今までの経緯を見まして、あまり成功していないといふふうな判断してよろしいのではないかと。日銀の話が出たのですが、ついでに私が大蔵当局に要望したい点は、たとえば市中銀行が金利を引き下げないといふことは、結局コストに合わないから引き下げないといふ言いわけがあるだらうと思ふ。銀行自体は普通の産業に対してどんなことを言つておるかという、企業整備をしろとか、首を切れとか、重役を入れろとか、勝手なことを言つて支配をする傾向がある。御自分は内部においてコスト切り下げの努力をしておるかという、あまりしてはいないように見えるのです。どうですか。たとえば某銀行々々々といふような新聞なんかで話題に上つてくる連中にさへも、大蔵当局はどうもできないでいるじゃありませんか。株主総会を開くとまた重役陣が入つて、また再び同じことを繰り返している傾向が市中にあるのです。それに対してどういふふうな監督権を発動されて、法律的根拠でこれを押え得るよう

ではないか、私はこう存じておりますが、大蔵省としてこの問題につきまして指図するとか、そういうふうなことはいたしておりませう。自主性にまかしております。

○石山委員 オーストリア的な考え方から金融問題を考えれば、日銀にまかしておくことが一番いいことになると思ふ。しかし今のようにははなはだ注意をしておく必要があるのではないかと、こういうふうな思ふわけではな

いと思ふ。無能呼ばわりなんぞする必要はないと思ふ。私は今までの経緯を見まして、あまり成功していないといふふうな判断してよろしいのではないかと。日銀の話が出たのですが、ついでに私が大蔵当局に要望したい点は、たとえば市中銀行が金利を引き下げないといふことは、結局コストに合わないから引き下げないといふ言いわけがあるだらうと思ふ。銀行自体は普通の産業に対してどんなことを言つておるかという、企業整備をしろとか、首を切れとか、重役を入れろとか、勝手なことを言つて支配をする傾向がある。御自分は内部においてコスト切り下げの努力をしておるかという、あまりしてはいないように見えるのです。どうですか。たとえば某銀行々々々といふような新聞なんかで話題に上つてくる連中にさへも、大蔵当局はどうもできないでいるじゃありませんか。株主総会を開くとまた重役陣が入つて、また再び同じことを繰り返している傾向が市中にあるのです。それに対してどういふふうな監督権を発動されて、法律的根拠でこれを押え得るよう

ではないか、私はこう存じておりますが、大蔵省としてこの問題につきまして指図するとか、そういうふうなことはいたしておりませう。自主性にまかしております。

○石山委員 オーストリア的な考え方から金融問題を考えれば、日銀にまかしておくことが一番いいことになると思ふ。しかし今のようにははなはだ注意をしておく必要があるのではないかと、こういうふうな思ふわけではな

な工夫をなさっておるかどうか、説明していただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 地方銀行の問題が話にございましたが、地方銀行に対して、もちろん政府としてどうしようということも申し上げておるわけはございませんが、これとかけ離れたことをされて困ることはおわかりになると思ひます。従いまして、日銀に對しましてと同様、地方銀行に對しても具体的にどうしようという指図をするわけではございませんが、協力を得られるような方策と方向を私どもとして考へなくちゃいけないことと存じております。また地方銀行の重役の問題等につきましても、今御心配の、また御指摘のような弊害のないように、これは十分注意いたさなければなりませんし、注意をいたしております。

○石山委員 銀行のおえらい方々が御自分でコストの切り下げに努力しないで、今度コストに合わせるために預金金利の引き下げを行う、こういうことをそろそろ言つて、大蔵当局はそれに賛成しておると言つておる、事実そうですか。

○佐野政府委員 ただいまのところ預金利子を下げるといふ方向はとつておりません。

○石山委員 私は大蔵当局にこの点だけは強く要望したいと思ひます。各銀行は産業界に対して、企業に對して非常な力をもつて臨んでゐるわけなんです。しかし公定歩合を日銀が引き下げしても、市中銀行はなかなかこれに應じない。応じたら大蔵当局にだけ、というふうな都合です。そうして實際に一銭九厘に該当するものはどのくら

いかと思つたら、新聞でも出てゐるのですが、実に総貸し出しの二割にすぎないと言つてゐるのです。これは結局私先ほど言つたように、公定歩合の引き下げに便乗して、市中銀行が不当な利益を得ているというような格好にならざるを得ないやありませんか。標準金利にまかせておいてはいいかぬというのです。それからもう一つは、自分たちがそのくらいの権力をもちながら、銀行家はちつとも反省しない。自分たちのコスト切り下げを行わない。日銀の公定歩合で利益を得て、そうして今度はコストが合わないというので、預金の利下げをやろうともくろんでゐる。それで大蔵省は、そうではないといつて言ふのだけれども、暗に認めようなへつり腰をして臨んでおる。それでは大蔵当局の銀行を監督する——正常な通貨、金融、経済の安定、こういうふうなところからならみ定、こういふふうなところからならみ定、きかせなければならぬ大蔵当局が、事銀行の問題になるとだめなんです。黙認しておる。預金の金利の引き下げは行わないといふのはほんとうでございませうか。それも近い将来ですか。

○佐野政府委員 現在は仰せの通りの方針をとつております。なお、いろいろ御指摘のありました注意すべき事項につきましても、私もといたしまして十分戒めてやることで御了承願ひたいと思ひます。

○石山委員 私、耳が聞えないから——預金者の金利引き下げをやるのかと言つたのですが、もつとはつきり……。

○佐野政府委員 ただいま預金利子を引き下げるといふ方向はとつておりません。

○石山委員 たいだいまの時限において、あなただけのおつしやつてゐる、とだけのお話でしよう。ただいまも、現段階とか、政治用語でやつておられると思うのですが、そういう意味ではなく、預金者はみんなわずかの金でも大事にして、皆さんの宣伝に應じて、いつ下るか知らぬけれども、定期預金などもやつておるわけでしょう。それを引き下げするかしないかは、やはりみんな真剣に考へておることなんです。たとえば今の段階といつても、一カ月の今の段階なのか。ことしじゅうは行わないといふくらいなら話はわかるけれども、たいだいまはその方向ではありませぬ、あしたになればあしたの風が吹く、變るのじゃ困ります。あなただけの言つたたいだいまは、どのくらいのたいだいまなんです。

○佐野政府委員 私はあまり政治的経験も古くありませんので、政治的用語などというものをあまり存じませぬ。ただいまと申しましたのは、今大蔵省でそういう方向はとらないといふことを、大臣以下話しております。それに基づいての答弁でございまして、そんなかけ引きのある答弁を私今申し上げておらないことを御了承願ひたいと思ひます。

○石山委員 誠実な政務次官の答弁として了解いたしました。

それからもう一つ、先ほど私第一号が、いみじくも基幹産業の鉄鋼三社に適用されたといふことを申し上げました。弱小企業が標準金利の場合とすれば、押しやられることは、今までの経緯から見てわかるわけですが、ですから大蔵当局としては、これはたまたま今話があるのですが、中小向けのワク

みたないものを設定しながら指導していただかないと、標準金利で大企業の方へ流れていってしまう可能性があるわけですね。これはかなりきつく指導していただかないと、中小企業に回つていかないじゃないか。回してやる方針がありましたら一つお聞かせ願ひたい。

○佐野政府委員 予算編成の当時から中小企業の育成につきましては、財政投融資の問題その他から考へて十分留意をいたしております。これは特別悪く扱おうなどというふうなことは私ども毛頭考へておりませぬし、そういう方策をとつておらないのであります。いろいろ御心配の向きにつきましては、私も私どもも注意をいたしまして、私どもも、そういう方策は将来にわたりましてとらないことを申し上げたいと存じます。

○石山委員 事務当局から方法論があつたならば……。

○大月説明員 中小金融の問題は非常に重要な問題でございまして、金融の立場から重要な関心を持ちましていろいろ対策を講じておるわけでございます。一つは、政府機関の資産の充実にございまして、今般中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、商工中金等に対しまして、それぞれ政府資金を増額し投入いたしておるということがございまして、第二といたしては、信用度の低い企業はとかく金が借りにくい。もちろん中小企業は信用度が低いといふことではございませぬ。先ほど弱小といふお話がございましたが、弱大もございまして、強小もある、こういうことでございまして、信用度の低い企業につきましては、とかく全体とし

て金が借りにくい。そういう中でも大きくて弱いといふのはやはりそれぞれ特殊の原因があると思ひます。中小企業はとかく不利な場に立つ。そういう意味からは国の力において信用を補完する、借りられやすくするということがございまして、信用保証協会及びこれをバックしております中小企業信用保証公庫、これがその制度でございまして、本年度もやはり十億の国家資金を入れます。保証の金利を引き下げるとともに、保証の限度額をふやす、こういう対策を講じております。一般の金融におきましても、御存じのように相互銀行、信用金庫あるいは労働金庫、信用組合、そういう中小金融機関がございまして、集まりました資金は中小企業の方へ向いてゐる、こういう制度でございまして、最も問題になると思ひます。市中銀行であると思ひます。

現在のところ中小企業へ向いておられます金額は全体の三五、六%、約三分の一は向いておる。先ほどの五兆八千の三分の一でございまして、相当大きなものが中小企業に流れておる、こういうことでございまして、そういう全体の立場において、政府金融機関、市中金融機関、市中金融機関を通じて、金融機関全般として中小企業に十分金が回るように努力いたしておる次第であります。

○石山委員 これは御答弁を求めるといふのではなくて、研究していただきたいといふことですが、労働金庫でございまして、労働金庫の預金が最近大へんふえました。その使い道が今の法律ではだいぶ限定されておりました、ちよつとだぶつておることになつております。市中銀行に預託されておる

部分が多くて、一般の労働者へそれがとかく還元できないうらみがある。もう少し窓口を広げて、だぶついているお金がただ市中銀行に預託される形ではなく、預託される部分が労働者に活用されるようなことが、特に最近必要になってきているのではないかと思ひますので、その活用方法を大蔵当局の方から御指導するように願ひたいし、法案等もそのために必要ならば一つ御用意を願ひたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 瓜生次長に一言お聞きしたいのですが、御物の所有権は、いわゆる国有財産であるか、皇室の私有財産であるか、この点だけお伺ひしたい。

○瓜生政府委員 世間で御物といわれておるものの中に、国有財産であるものもございます。たとえば正倉院の御物、あれは国有財産でございます。しかし陛下のお身まわりにあります私有物の御物、正確に御物といえはそのものが御物なのであります。正倉院の国有財産でございます。ですから世の中で御物といっている中に、国有財産の御物とほんとうのお身まわり品の私有財産の部分と二つございます。

○西ヶ久保委員 実は重要文化財とか国宝等について歴史家等がいろいろ研究する場合、御物であるがために非常に困難である場合があるのです。その点御物についてのそうしたはつきりした分類をぜひ一つしてもらいたい。いわゆる国有財産と私有財産をはつきり区別していただきたいというのを希望しておきますが、これはまた歴史家の研究についての問題がありますので、後刻お伺ひすることにいたします。

○内海委員長 お諮りいたします。ただいま質疑を行なっております四案中、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案及び日本国憲法第八條の規定による議決案の三案についての質疑はこれにて終了いたしましたと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めます。よって三案についての質疑はこれにて終了いたしました。

ただいまの三案につきましては、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八條の規定による議決案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○内海委員長 起立総員。よって各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、本日採決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることにし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

〔参照〕
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)に関する報告書
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)に関する報告書
南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七号)に関する報告書
日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕